

小学校新1年生入学案内

4月に小学校へ入学する児童の就学通知書を、1月中旬までに学区の小学校を通じ、保護者宛に送付します(外国籍児童も同様)。

※子どもの障害などで相談のある人は、学区の小学校まで連絡してください。

対 平成28年4月2日から29年4月1日までに生まれた児童

※就学通知書が届かない時は、学区の小学校または学校教育課へ連絡してください。

問 学校教育課(☎0566-62-1035)



英語

Information for children who reach the school age in the academic year 2023

This January we will be sending notice of enrollment for children who have reached the age of entering school this coming school year on your registered address (including foreigners).

For those who wish to inquire regarding special education please contact your school district office.

If your children reach the school age in April 2023, please register at your nearest elementary school. This applies to children born between April 2nd, 2016 and April 1st, 2017.

In case, you have not received notice yet, please contact your school district office or the Board of Education. (☎0566-62-1035)

ポルトガル語

AVISO PARA CRIANÇAS QUE INGRESSARÃO NO 1º ANO EM 2023

As crianças em idade escolar (que nasceram entre os dias 2-4-2016 ao dia 1-4-2017) irão receber em suas casas; se seu endereço estiver registrado na prefeitura de Kariya; os documentos para a primeira fase da matrícula.

Qualquer dúvida, procure a escola da área em que moram.

Em janeiro, mandaremos via correio o certificado de matrícula. Se não chegar em seu endereço, ligar o mais rápido possível para a Secretaria de Educação. (☎0566-62-1035)

中国語

小学校新一年級生入学指南

4月小学校入学児童の入学通知書に1月中旬まで、学区の小学校へ送付いたします。(外国籍児童も同様の)

○障害等により相談が必要な方は学区の小学校へお問い合わせください。2016年4月2日から2017年4月1日まで生まれた児童

○入学通知書が届かない場合は、学区の小学校または学校教育課へお問い合わせください。

学校教育課(☎0566-62-1035)

パブリックコメント手続制度に基づき 市民の皆さんからの意見を募集します

刈谷市スマートシティ構想(案)への意見募集

問 企画政策課(☎95-0003) **ID** 1011715

刈谷市スマートシティ構想は、先端技術などを活用して地域の課題解決につなげ、暮らしを豊かにするスマートシティの取組の推進に向けて、目指すべき方向性を定めたものです。

◆意見を提出できる人

市内在住・在勤または在学の人、市内に事務所または事業所を有する人、本構想に利害関係を有する人

◆構想案の閲覧場所

市HP、市役所情報コーナー、市民交流センター、各市民センター、各生涯学習センター、総合文化センター、各図書館、生きがいセンター、高齢者福祉センター(ひまわり)、一ツ木福祉センター、企画政策課

◆意見提出

12月15日(休)から1月16日(月)までに、構想名、住所、勤務先または学校名(市外の人のみ)、氏名(フリガナ)、連絡先、意見(様式自由)を郵送(〒448-8501 刈谷市役所)、FAX(23-1105)、Eメール(kikaku@city.kariya.lg.jp)または直接、企画政策課へ。

※個別の回答や電話による受付は行いません。

※直接関係のない意見、賛否の結論だけを示したと判断されるものは、意見として取り扱いません。

◆意見への対応

本構想策定に向けての参考とします。また、提出された意見には、意見の概要および市の考え方を取りまとめ公表します。